

○南空知公衆衛生組合職員定年前提任用実施要綱

〔 令和6年3月1日 〕  
〔 要綱第2号 〕

（趣旨）

**第1条** この要綱は、南空知公衆衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和60年条例第2号。以下「条例」という。）及び南空知公衆衛生組合職員の年齢60年以上退職者の定年前提任用に関する規則（令和5年規則第3号）に定めるもののほか、職員の定年前提任用（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年前提任用の申出）

**第2条** 定年前提任用を希望する職員は、組合長に定年前提任用申出書（別記様式第1号）を提出するものとする。

（選考結果の通知）

**第3条** 組合長は、定年前提任用の選考の判定を行ったときは、定年前提任用選考結果通知書（別記様式第2号）により定年前提任用を希望する職員に通知するものとする。

（勤務時間）

**第4条** 定年前提任用短時間勤務職員（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲とし、1日につき7時間45分を基本として設定した時間とする。

（週休日）

**第5条** 定年前提任用短時間勤務職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間の中で設ける。

2 組合長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、週休日を別に定めることができる。（週休日）

（休暇）

**第6条** 定年前提任用短時間勤務職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

2 定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、20日に定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数とする。

3 定年退職後引き続き採用された定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。

4 定年前再任用短時間勤務職員の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の休暇の付与については、定年前の職員の例により認めるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の職種）

**第7条** 定年前再任用短時間勤務職員の職種は、定年退職前に在職していた職種と原則として同様とする。

（職務の級）

**第8条** 定年前再任用短時間勤務職員の職務の級は、定年退職時の職務の級にかかわらず、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定める級とする。ただし、職務の困難度等に応じて、組合長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(1) 行政職給料表（1） 2級

(2) 行政職給料表（2） 2級

（公務災害補償）

**第9条** 定年前再任用短時間勤務職員の公務上の災害又は通勤災害の補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（健康保険等）

**第10条** 定年前再任用短時間勤務職員は、雇用時間に応じて地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合の組合員及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険の被保険者となるものとする。

2 定年前再任用短時間勤務職員は、雇用時間に応じて雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者となるものとする。

（旅費）

**第11条** 定年前再任用短時間勤務職員が公務のため旅行する旅費は、南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）に定めるところにより支給する。

（その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

## 定年前再任用選考結果通知書

氏 名

生年月日

年 月

日

定年前再任用する  
選考の結果、あなたを ことと決定したので通知します。  
不採用とする

南空知公衆衛生組合長